

○総務省告示第 号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第一項の規定に基づき、平成二十五年総務省告示第三百二十三号（無線設備規則第十四条の二第一項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
一 設備規則第十四条の二第一項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 〔1〕7 略 8 小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第四号及び第五号のものを除く。） 〔9 略 〔二 略	一 〔同上〕 〔1〕7 同上 8 小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（設備規則第四十九条の二十第六号及び第七号のものを除く。） 〔9 同上 〔二 同上
備考 表中の「」の記載は注記である。	